

# 山口県報

令和元年  
7月26日  
(金曜日)

## 山口県告示第百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年七月二十六日

名	医	療	所	機	在	地	指 定 年 月 日
今村皮膚科形成外科			宇部市松山町一丁目八番二三号		令和元、六、一		

名	医	療	所	機	在	地	指 定 年 月 日
今村皮膚科形成外科			宇部市松山町一丁目八番二三号		令和元、六、一		

### ○告示

- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出（厚政課）……………一
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定（厚政課）……………一
- 公告
- 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表（水産振興課）……………一
- 契約の締結（技術管理課）……………一

目 次

## 山口県告示第百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和元年七月二十六日

山口県知事 村岡嗣政

名	医	療	所	機	在	地
今村皮膚科形成外科			宇部市松山町一丁目八番二三号		令和元、六、一	

名	医	療	所	機	在	地
今村皮膚科形成外科			宇部市松山町一丁目八番二三号		令和元、六、一	

## （六九）山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号。以下「法」という。）第四条第七項の規定により、山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（以下「計画」という。）を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により、変更後の計画を次のとおり公表します。

令和元年七月二十六日

山口県知事 村岡嗣政

### （一）基本理念

我が国周辺水域における海洋生物資源は、近年全体としておおむね安定的に推移しているが、低水準にとどまっている資源や資源水準が悪化している資源も見られ、本県海域においても同様な傾向を示している。今後とも水産業の発展を図つて行くためには、その基幹となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用してい

く」とが必要である。

国及び関係機関と連携し、特定海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての科学的知見を踏まえ、漁業の経営状況等に十分配慮しつつ、海区漁業調整委員会及び関係者の意見を聴いた上で、その自主的な海洋生物資源の管理を推進するとともに、海洋生物資源を持続的に利用するための適

## (二) 漁獲量及び漁獲努力量の管理

資源量に応じた漁獲を実現するため、国的基本計画により決定された第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に対し、適切な管理制度を講じる。

漁獲可能量及び漁獲努力可能量を適切に管理するため、漁業者等に対し、必要な

指導及び監督を行う。

### (三) 資源管理指針・資源管理計画の推進

持続的な漁業生産を確保するため、海洋生物資源ごとの資源管理の方向性や内容を定めた資源管理指針を策定するとともに、それに基づき、具体的な資源管理措置を内容とする資源管理計画について、漁業者等による作成及び実施を推進し、総合的かつ計画的な資源管理を図る。

#### (四) その他の方針

国の基本計画により決定されたくるまぐろの漁獲可能量について本県に定められた数量等については、九から十三までに定める。

## 知事管理量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりである。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、國の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が少ないと認められる。一種特定海洋生物資源に係る知事管理量については、「若干」とし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるようにする必要があ

二

第一種特定海洋生物資源の種類別採捕の種類別の数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る採捕の種類別の数量は、次のとおりである。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が少ないと認められる漁業に係る採捕の種類別の数量については「若干」とし、ほとんど影響ないと認められる漁業に係る採捕の種類別の数量については明示しない。

## 四 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(一) まあじ 中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、当該漁業者間の話し合いを進める。

小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることがなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努める。

(二) まいわし 中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努める。

小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努める。

(三) まさば及びごまさば 中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努める。

小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努める。

(四) するめいか 大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努める。

七 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る第二種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の量に関する事項  
本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る採捕の種類別、海域別又は期間別の量は、次のとおりである。

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)
さわら	さわら・たい・まながつお流さし 網漁業	周防灘	平成三十一年九月一日から同年十一月三日	六、七八七
いがれ	小型機船底びき網漁業(えびこぎ 網漁業及びけた網漁業に限る。)	周防灘	平成三十一年二月一日から同年三月三日	一一、六八五
まこがれ	安芸灘及び伊予灘	周防灘	令和元年九月一日から同年十月三日	一三、四五五
さわら	さわら・たい・まながつお流さし 網漁業	周防灘	令和元年六月十六日から同年七月三日	一一、六八七

八 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項  
海生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実強化を更に進める。

九 くろまぐろの保存及び管理に関する方針  
本県においてくろまぐろは、主としてひき縄つり漁業、一本つり漁業及び定置漁業により漁獲され、本県にとって重要な資源となっている。

くろまぐろの保存及び管理を通じて安定的かつ持続的な利用を図るために、国の基準により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について、本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じる。  
知事管理量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等に対し指導又は採捕の数量の公示等の措置を講じるため、くろまぐろの採捕の実績の的確な把握に努める。併せて、

令和元年九月一日から同年十一月三日	一三、四五五
平成三十一年一月一日から同年二月三日	一一、六八五
十日まで	十日まで

定置漁業	採 捕 の 種 類		区 分	期 間	知事管理量
	数 量	平成三十一年七月から平成三十一年三月まで			
三二・八トン	平成三十一年七月から平成三十一年三月まで	三十キログラム未満のくろまぐろ(以下「小型魚」という。)	平成三十一年七月から平成三十一年三月まで	八七・九トン(うち〇・一トンを留保する。)	八七・〇トン(うち〇・一トンを留保する。)
一四・七トン	平成三十一年四月から平成三十一年三月まで	三十キログラム以上の大型魚(以下「大型魚」という。)	平成三十一年四月から令和二年三月まで	二三・〇〇トン(うち〇・一トンを留保する。)	二三・〇〇トン(うち〇・一トンを留保する。)
			平成三十一年四月から令和二年三月まで	二三・〇〇トン(うち〇・一トンを留保する。)	二三・〇〇トン(うち〇・一トンを留保する。)

十一 くろまぐろの知事管理量に係る採捕の種類別の数量に関する事項

小型魚の採捕の種類別の数量は、次のとおりである。大型魚の採捕の種類別の数量は、定めない。

十 くろまぐろの分布、回遊状況、くろまぐろを取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び科学的知見が必要であり、当該データの蓄積及び当該知見の進展を図るために、山口県水産研究センターを中心として、国及び関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。  
知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者等による自主的な漁獲管理の取組を推進する。

十九 くろまぐろの区分ごとの知事管理量に関する事項  
くろまぐろの区分ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりである。

## 十二 くろまぐろの知事管理量に関する事項

知事管理量及び採捕の種類別の数量を遵守するため、次のとおり管理措置を講じる。

### (一) 採捕の数量の報告等

県内の漁業協同組合（内水面漁業協同組合を除く。以下「県内海面漁協」という。）は、くろまぐろの採捕を行ったときは、当該採捕の数量を別に定める方法により報告する。

本県は、当該採捕の数量の集計結果を県内海面漁協に通知する。

### (二) 採捕の数量の公表

採捕の数量が、知事管理量（留保する数量を除く。以下同じ。）又は採捕の種類別の数量の七割を超えるおそれがある時点で、当該採捕の数量を公表する。

### (三) 早期是正措置

採捕の数量の公表後速やかに、早期是正措置を講じる。

1 小型魚の採捕の数量が定置漁業に係る採捕の種類別の数量に占める次の(1)から(3)までに掲げる割合を超えるおそれがある場合において、定置漁業を営む者に対し、当該割合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める生存個体の放流等に係る措置を講じる。

(1) 七割 助言

(2) 八割 指導

(3) 九割五分 効告

2 小型魚の採捕の数量が定置漁業以外の漁業に係る採捕の種類別の数量に占める次の(1)から(3)までに掲げる割合を超えるおそれがある場合において、定置漁業以外の漁業を営む者に対し、当該割合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める操業日数の削減等に係る措置を講じる。

3 大型魚の採捕の数量が知事管理量に占める次の(1)から(3)までに掲げる割合を超えるおそれがある場合において、定置漁業を営む者に対し、当該割合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める生存個体の放流等に係る措置を講じる。

四	一	(七〇) 契約の締結	十三	四	五
	事務を担当する課の名称及び所在地	次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。	本県の採捕の停止命令	遊漁者及び遊漁船業者に対する指導等	落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
三	土木建築部技術管理課	山口市滝町一番一号	(一) 本県の採捕の数量が、知事管理量の九割五分を超えるときは、法第十条第二項の規定に基づく採捕の停止命令を行う。	県内の漁業者に対して管理の取組を指導した場合は、県内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うとともに、国に対し当該指導の内容を速やかに報告する。	日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋一丁目三番一号
二	落札に係る物品等の名称及び数量	令和元年七月二十六日	(二) 本県の採捕の数量が、採捕の種類別の数量の九割五分を超えるときは、法第十条第二項の規定に基づく採捕の停止命令を行う。	国と協力し、釣り団体のホームページやテレビ等の媒体を通じて、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行う。	落札金額
一	電子入札システム用機器	山口県知事 村岡 嗣政	十三	遊漁者及び遊漁船業者に対する指導等	一億七千八百五十一万六千八百円
三	契約の相手方を決定した手続	令和元年五月二十日	(一) 本県の採捕の停止命令	県内の漁業者に対して管理の取組を指導した場合は、県内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うとともに、国に対し当該指導の内容を速やかに報告する。	入札公告日
四	一般競争入札	落札者を決定した日	(二) 本県の採捕の停止命令	国と協力し、釣り団体のホームページやテレビ等の媒体を通じて、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行う。	平成三十一年四月五日
			(三) 本県の採捕の停止命令	十三	落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

五	落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
六	落札金額
七	入札公告日
八	その他
(一)	契約担当者 山口県知事 村岡 嗣政
(二)	調達方法 借入れ
(三)	落札方式 最低価格

令和元年七月二十六日発行

発行人所

山口県知事